

3. 茨木市に求められる街路樹の将来像

再整備方針を策定するにあたり、これまで整理した街路樹の現状及び問題点、市民ニーズ、街路樹を取り巻く社会状況の変化等を踏まえる必要があります。本市において今後求められる街路樹の将来像について、「安全・安心」、「快適性」、「健全な街路樹」、「魅力的な景観」、「協働」の5つの視点から次のとおり整理します。

将来像①「安全・安心」

- ・ 事故や倒木等のリスクを予防し、道路の安全・安心の確保

老木化や腐朽の進行により危険性の高い樹木が確認されており、強風・豪雨等異常気象の増加に伴い、倒木リスクへの対応は喫緊の課題となっています。また、歩行者や車両へ落枝が及ぶおそれがある箇所も存在し、早期のリスク低減が不可欠です。さらに、災害時には一部の路線は地域緊急交通路として機能する必要があることから、道路の安全性確保は地域防災の観点からも重要です。

将来像②「快適性」

- ・ 誰もが通行しやすい快適な街路空間づくり

枝葉の張り出しや根上がりにより、歩行空間が狭くなったり、舗装が変形したりする箇所が見られ、特に高齢者やベビーカー・車いす利用者にとって通行の支障となっています。また、交差点・横断歩道の見通しの悪化等、安全面と快適性が同時に損なわれている路線もあります。さらに、人口構造の変化を踏まえ、あらゆる利用者に配慮した通行空間の確保が求められています。

将来像③「健全な街路樹」

- ・ 街路樹が健やかに育つための、生育環境や維持管理の適正化

老木化の進行や、街路樹の大きさに見合わない狭小な植樹枠等により、樹木の健全性が損なわれ、生育不良となっている事例が確認されています。また、成長に見合わない剪定が繰り返されることで、樹形の乱れや腐朽の進行を招いている事例もあり、適切な管理手法の見直しが求められています。

将来像④「魅力的な景観」

・都市景観の魅力向上につながる街路樹景観の形成

本市では、北部の丘陵地に位置する住宅地の街路樹、南部には平野が広がり、市街地や工業地域に街路樹が植栽されており、それぞれの周辺環境に調和した街路樹景観を形成することが求められます。加えて、季節の移ろいを感じられる魅力的な景観の形成は、市民から高いニーズがあり、その実現が求められています。

将来像⑤「協働」

・市民の街路樹への理解促進と、維持管理の協働体制の構築

落葉清掃や剪定等への市民意見が多く寄せられる一方、街路樹が持つ役割や価値、機能についての理解は、必ずしも十分とは言えない状況にあります。このため、街路樹に対する認識について、行政と市民の間に差が生じていることが課題となっています。加えて、限られた財源・人員の中で維持管理を行うためには、市民・地域団体・事業者との役割分担や協働体制の構築が不可欠となるため、市民が参加しやすい新たな仕組みづくりが必要とされています。

4. 街路樹再整備方針

茨木市の街路樹の現況や課題、市民意見等を踏まえ、今後の街路樹再整備の基本的な考え方として、以下の方針を定めます。

4-1. 目標

街路樹再整備方針の目標を次のとおり設定します。

歩いて心地よい 地域に開かれた街路空間の創出

本方針では、街路樹の再整備を通じて歩行者が安心して快適に歩ける空間を確保するとともに、四季の変化や潤いを感じられる景観を創出し、市民が愛着を持つことができる環境の実現を目指します。また、周辺住民や利用者のコミュニケーションが生まれる「開かれた街路空間」とすることで、単なる通行路にとどまらず、地域にとって魅力ある公共空間の形成を図ります。

4-2. 基本方針

上記の目標の実現に向け、以下の3つの基本方針に従い、街路樹の再整備・維持管理に取り組みます。

基本方針 1 安全・安心・快適な街路空間の形成

本市の街路空間が、公共施設としての「道路」本来の機能を妨げることのないよう留意した上で、多様な利用者が安全に利用でき、安心して過ごせる、快適な空間となることを目指し、継続的な維持管理と必要に応じた再整備を行います。

基本方針 2 茨木市らしい魅力ある街路樹景観の形成

これまで培われた緑豊かな本市の街路樹景観を市民の財産として適切に管理するとともに、季節感を感じることができ、印象に残る魅力ある景観の形成を目指します。

基本方針 3 市民共創の取組の推進

街路樹の育成や街路空間づくりを通じて、地域住民や事業者等様々な主体がつながる「共創の場」を形成し、新たな管理の形を目指します。

「共創」とは、多様な主体の活動が掛け合わされることで、新たなモノやコトが相乗効果により生み出される取組です。(茨木市第6次総合計画より)

4-3. 実施方策

実施方策とそれぞれの取組内容を以下に示します。詳細は次頁以降に記載します。

また、下記の取組を効果的かつ計画的に推進するため、今後、実施計画の策定が必要となります。

表 4-1 実施方策と取組内容の整理

番号	実施方策	取組内容	基本方針		
			1	2	3
1	街路樹の健全な育成に向けた維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 適切な日常管理の実施 日常点検・樹木診断の実施 	●		
2	良好な街路空間形成のための再整備	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹植栽路線の見直し 植栽配置の見直し 大木化・老木化した樹木の段階的な更新 街路樹の根上がり解消に向けた取組 公園・緑地等と街路樹の重複箇所について 歩道幅員や周辺環境に適した季節感の感じられる樹種選定 	●	●	
3	地域特性を反映した街路樹景観形成	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の街路樹景観の目標設定 重点検討路線の設定 シンボルロードの選定 		●	
4	市民が参加しやすい仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹の価値・効果の意識向上に向けた取組 市民による維持管理の取組支援 市民意見を踏まえた取組ロードマップ 			●
5	街路樹管理シートの作成	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹管理シートの作成 	●	●	●

4-3-1. 実施方策Ⅰ：街路樹の健全な育成に向けた維持管理

街路樹の適正な維持管理には、樹木が健全に生育できるよう継続的な日常管理が重要です。本市では、以下の具体的な日常管理及び点検を実施し、危険木や支障木による事故防止を図り、安全で快適な街路空間の維持を目指します。

(1) 適正な日常管理の実施

本市内には強剪定により、樹高や樹冠を抑えられている樹木が多く見られます。強剪定は樹木に腐朽を生じさせ、健全性を損なうおそれがあるほか、長期的には維持管理費用の増加につながる可能性があります。さらに、街路樹による緑陰の形成や良好な景観形成の機能が十分に発揮されないという状況もみられます。

このため、路線ごとに周辺状況を踏まえ、樹高や樹冠を大きくできる場所では十分に成長させる等の「目標樹形の設定」を行い、その樹形を実現するための「剪定方針を設定」することが必要です。さらに、成長段階に応じた剪定や下枝処理を適切に実施し、歩行空間の快適性と安全性を確保するとともに、街路樹の持続的な健全育成を図ります。

① 目標樹形の設定

目標樹形はその樹種の自然な樹形を基本としますが、道路の円滑で安全な通行を確保するためには、「建築限界」の確保が必須です。(※2-4 茨木市の街路樹における2-4-1 道路の安全機能を阻害(2)建築限界の越境参照)建築限界や歩道幅員、周辺環境を踏まえた上で目標となる樹形を路線ごとに設定します。

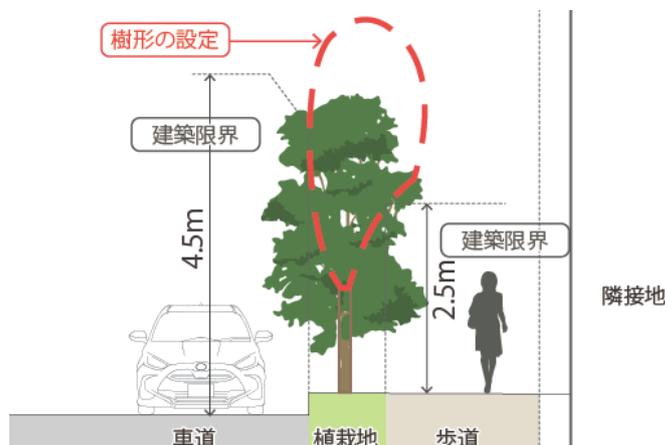


図 4-1 目標樹形の設定

街路樹の樹冠は、歩道への緑陰形成を図るため、建築限界や周辺状況に配慮しつつ、可能な範囲で枝張りを拡大します。また、道路の横断方向に比べて縦断方向は支障が少ない場合が多いことから、隣接する樹木の枝葉に留意し、縦断方向へ枝葉を伸長させる方法についても検討します。

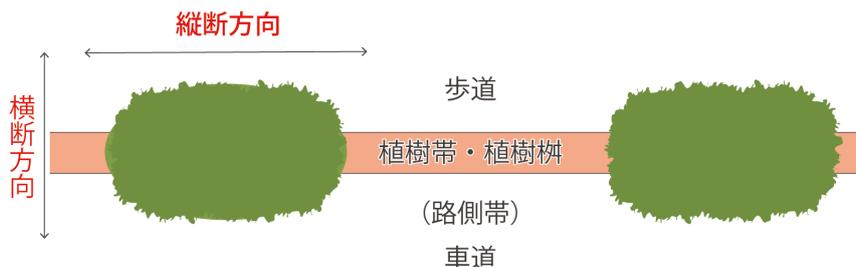


図 4-2 樹冠の伸長方法

② 剪定方針の設定(現状維持・樹冠縮小・樹冠育成)

街路樹の目標樹形への実現に向けて、剪定方針を設定します。道路空間に対して現状の樹冠が過大または過小である場合は、段階的に樹冠を縮小または育成する手法を検討し、樹木の健全性を確保しつつ適正な樹冠形成を図ります。また、道路空間の条件に対して樹種が不適切である場合には、樹種転換等の更新手法についてあわせて検討します。

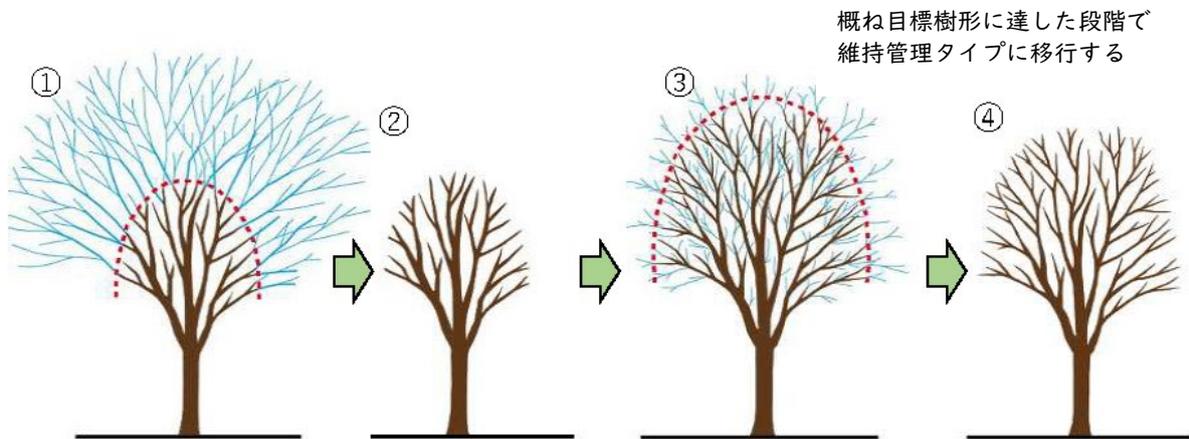


図 4-3 段階的な剪定(ケヤキの例)

出典)東京都街路樹維持管理計画書(令和 3(2021)年 12 月 東京都建設局公園緑地部

③ 低木管理

街路樹足元の低木については、車両及び歩行者の視認性を確保する観点から、剪定高は樹高 60cm 程度とします。高木根元周辺に植栽された低木は、高木診断や日常点検の際に支障となり、根元腐朽等の確認を妨げるため、原則として植栽を行わないこととします。また、横断歩道・交差点周辺や歩道幅員が狭小な箇所における低木は、安全性確保のため原則的に伐採します。

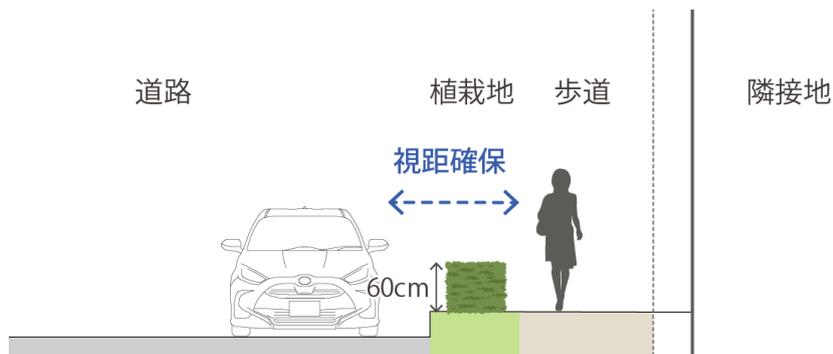


図 4-4 低木管理

(2) 日常点検・樹木診断の実施

街路樹損傷の早期発見のための日常点検や、樹木医による専門的な診断を定期的の実施します。さらに、支障枝や枯枝の速やかな処理、台風や豪雨等の災害後における緊急点検等、安全対策を徹底します。

点検項目	実施頻度	内容
日常点検	1年1回程度	・落枝、枯損樹木、歩行者や道路標識等の視認性への影響の有無等を確認
樹木診断	5年1回程度	・樹木医による簡易的な樹木診断を実施し、樹木1本1本の健全度を判定 ・詳細診断(機器による診断)が必要なものは別途実施
異常時巡回	随時	・台風・大雪・地震等発生時に、樹木の状況及び道路交通等への影響を確認 ・「道路施設等補修依頼」のサイトを活用し、市民からの情報提供により適宜点検を実施

これらの点検・調査結果から樹木の健全度について確認し、安全の確保の観点から対策の必要性及び緊急性を判断した上で、伐採や剪定等の必要な対応措置を適切に行います。

4-3-2. 実施方策2：良好な街路空間形成のための再整備

歩行者の安全確保や街路樹の健全な育成、良好な街路樹景観形成に向けて、街路空間の再整備を実施します。再整備の内容としては、道路機能や安全性の確保の観点から、既存街路樹の廃止を含めた見直しや植栽間隔の見直しを行うとともに、大木化・老木化した樹木の段階的な更新を実施します。また、街路空間や周辺環境に適合しない樹種については、適正な樹種への転換を計画的に進めます。

(1) 街路樹植栽路線の見直し

本市の街路樹植栽路線の中には、街路樹により歩道の有効幅員が狭小になっている路線や歩道の無い路線があります。バリアフリーで通行しやすく快適な歩道環境を確保するため、街路樹植栽路線の見直しを行います。

「道路構造令(国土交通省)」、「茨木市道路の構造の技術的基準を定める条例」では、歩道の幅員は、「歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5m以上、その他の道路にあっては2m以上とするものとする」と定められています。また、車いすが歩道内で円滑にすれ違うことが可能となる幅員として、「2m以上」が基準値となっており、歩道幅員は「2m以上」確保することが求められています。また、歩道幅員が2mを下回る狭小な箇所における街路樹は、通行支障となるだけでなく、樹木の生育とともに枝葉が隣地へ越境することや、建築限界を確保するために強剪定されるケースが多く、結果として樹勢不良を招くおそれがあります。

これらのことから、本市では歩道の有効幅員は「2m以上」を確保することを基本方針とします。街路樹があることで歩道の有効幅員が2mを大幅に下回る場合や歩道が無い場合は、地元要望を確認した上で、街路樹を撤去し、歩道の有効幅員を拡幅することを検討します。

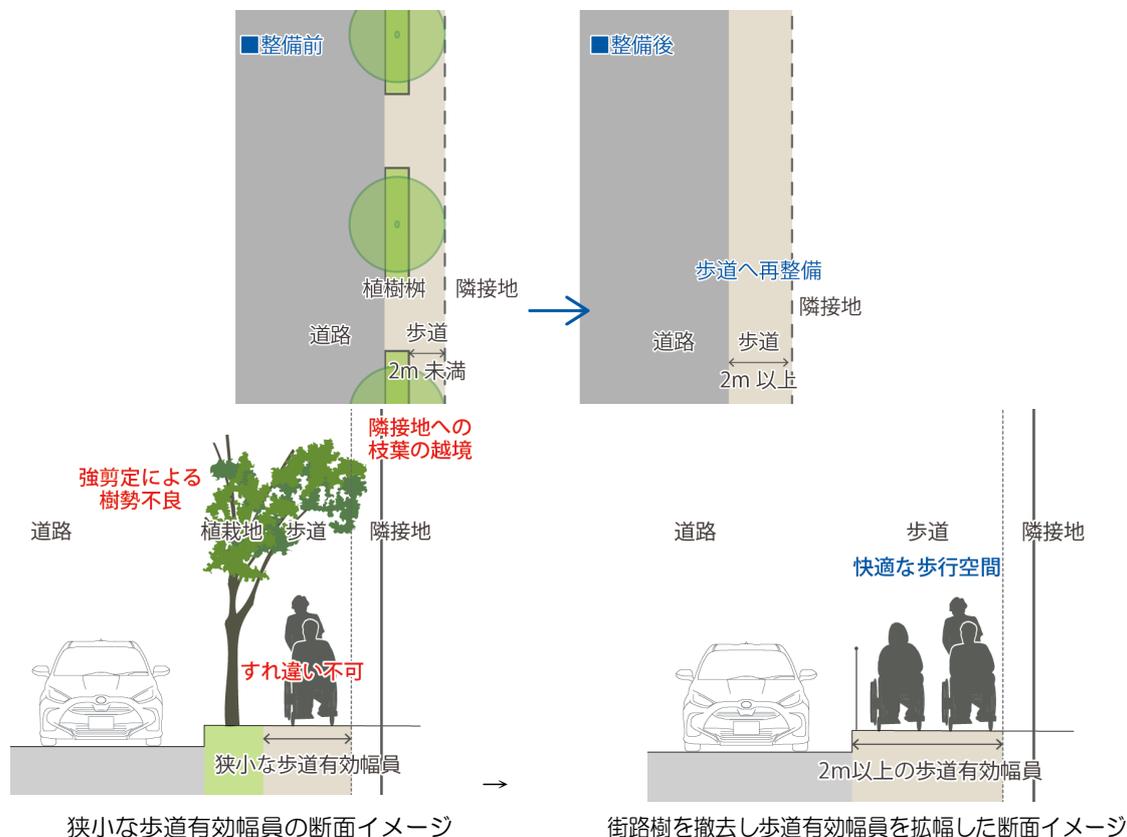


図 4-5 歩道有効幅員が確保できない場合の再整備例

また、植樹帯として整備されている箇所のうち、歩道の有効幅員を2m確保することが困難な場合には、部分的に植樹帯を撤去し、街路樹の植栽間隔を広げて植樹帯を設ける等の方法を検討し、歩行者が安全かつ快適に通行できる空間を確保します。

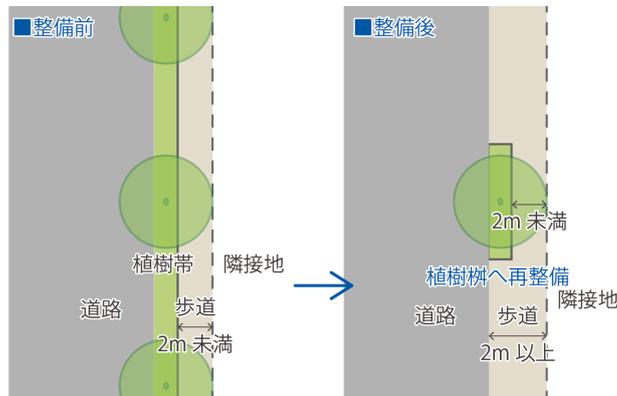


図 4-6 歩道有効幅員が確保できない場合の再整備例

(2) 植栽配置の見直し

適正な位置に植栽されていない街路樹については、通行の安全性確保のため、植栽配置の見直しを行います。具体的には、植栽間隔の確保や、交差点・横断歩道付近における街路樹の撤去等を実施します。

① 植栽間隔の確保

隣接する樹木との植栽間隔が狭い場合には、枝葉が重なり、枯枝や落枝が発生するおそれがあることから、適正な植栽間隔を確保するために間引きを実施します。

街路樹の植栽間隔は、8m以上を基本とし、6m～10mを目安とします。ただし、設定した「目標樹形」を踏まえて、樹冠を大きくする場合は10m以上とすることも可能とします。なお、間引きを行う際には、樹木診断結果等を活用し、健全度の低い樹木を伐採することを基本とします。

適正な植栽間隔を確保することで、個々の樹木の健全な生育を促すとともに、樹冠の十分な発達を図り、良好な緑陰の形成を目指します。

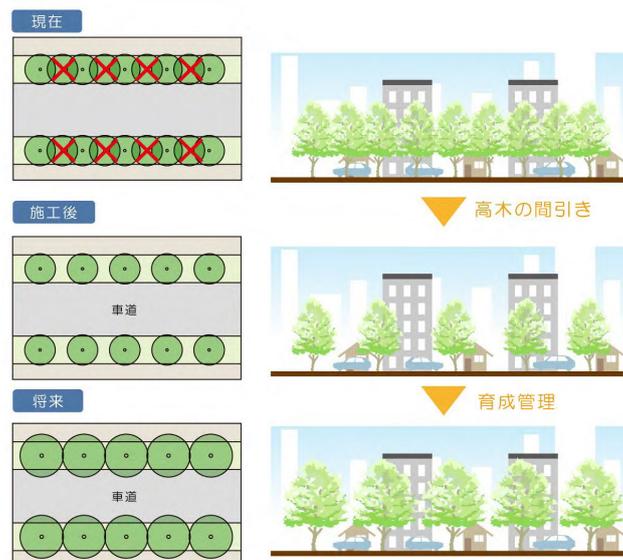


図 4-7 植栽間隔の確保

出典)大阪府都市樹木再生指針(案)(令和2年(2020年)3月 大阪府都市整備部)

② 交差点・横断歩道付近の街路樹の撤去

街路樹の生育により枝葉が伸長することで、交差点や横断歩道等において視認性が低下し、交通安全上の支障となる場合があります。このため、交差点及び横断歩道の付近の概ね 5m 以内の植樹帯・植樹樹は視認性確保を目的として植樹しないこととします。すでに植栽されている場合には撤去を行います。あわせて、必要に応じて安全柵等を設置することで、事故防止と安全性の向上を図ります。

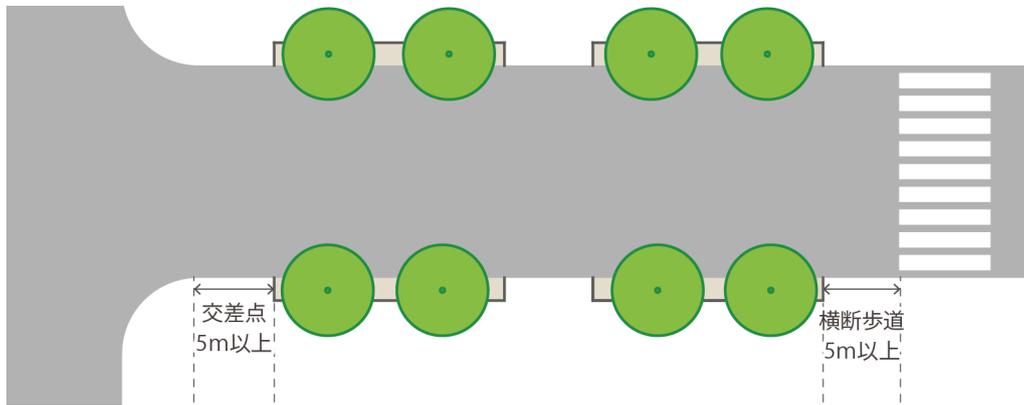


図 4-8 交差点・横断歩道付近の視認性確保範囲

(3) 大木化・老木化した樹木の段階的な更新

街路樹の大木化、老木化等により生育環境が悪化し、枯枝や根上がり等が発生することが考えられます。車両や歩行者の安全に支障をきたすおそれがあるため、問題のある街路樹については、段階的な更新を検討します。また、著しく根上がりが起こり、道路補修では対応できないような路線については、樹種を変える等の対応を検討し、通行の安全を確保します。

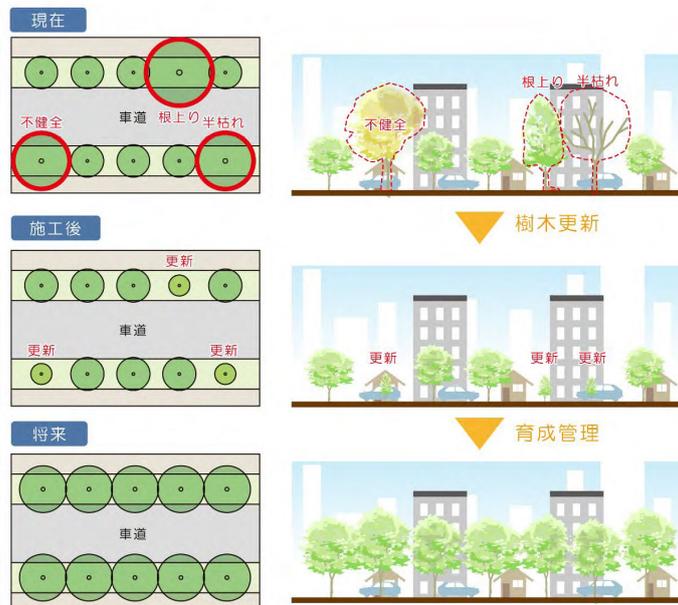


図 4-9 大木化・老木化した樹木の対応

出典)大阪府都市樹木再生指針(案)(令和2年(2020年)3月 大阪府都市整備部)

(4) 街路樹の根上がり解消に向けた取組

街路樹の根上がり解消にあたっては、植樹柵の拡大を基本としますが、歩道の有効幅員を確保する必要がある等、拡大が困難な場合には、歩道下空間を根の生育に活用するとともに、歩道として必要な強度を確保しながら根が健全に育つ根系誘導耐圧基盤工法の導入を検討します。

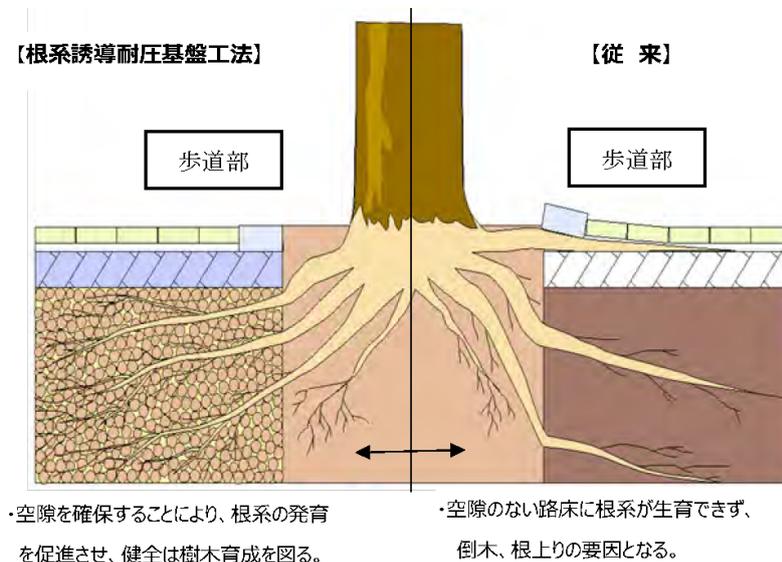


図 4-10 根系誘導耐圧基盤工法

出典)大阪府都市樹木再生指針(案)(令和2年(2020年)3月 大阪府都市整備部)

(5) 公園・緑地等と街路樹の重複箇所について

公園や緑地等の既存のみどりと街路樹が重なって配置されている箇所については、現地の状況に応じた適切な対応を検討する必要があります。重複箇所については、街路樹の植栽を縮減する、あるいは双方を保存して緑量を高める等、複数の手法を検討し、最適なあり方を判断します。



公園樹木が街路樹を覆い生育している場合
公園側のサクラが街路樹のハナミズキを覆い生育しているため、街路樹が枯れ等で伐採された場合更新しないことを検討します。



公園樹木と街路樹の植栽間隔が保たれている場合
公園側の植栽と街路樹のサクラは、一定の離隔距離が保たれているため、どちらの樹木も保存して緑量を高めます。

(6) 歩道幅員や周辺環境に適した季節感の感じられる樹種選定

歩道幅員や周辺環境の条件に応じて、無理なく生育できる樹種を選定することが重要です。本市の街路樹植栽路線の中には歩道幅員が狭く住宅が隣接する歩道に大木化する樹種の街路樹植栽がみられます。このような路線では、樹冠が横に拡がりにくい高木や樹高が過度に高くない樹種、低木への樹種転換を検討します。さらに、四季の変化を感じられる樹種を選定する等、街路空間の魅力向上を図ります。また、限られた植栽環境でも健全な生育が期待できる強健な樹種を選定することで、維持管理の負担軽減と安定した緑の形成を図ります。

なお、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種が街路樹として植栽されている場合については、枯損等により伐採を行う際に、地域環境に適した樹種へ転換し、更新を図ります。

以下に樹種の例を示します。

<樹冠が拡がりにくい高木の例>

樹種	サクラ(アマノガワ)(落葉)	サクラ(ヨウコウ)(落葉)	ムサシノケヤキ(落葉)
イメージ 写真			
平均樹高	5~8m	5~8m	10~15m
特徴	縦に生育する桜の品種 4月に開花	樹冠が拡がりにくい桜の品種 3月下旬~4月上旬に開花	縦に生育するケヤキの品種

出典：街路樹ガイドブック 魅力ある都市東京の景観を創出する 東京都産業労働局農林水産部農業振興課
(平成 23 年(2011年)3月)

<樹高が過度に高くない樹種・低木の例>

樹種	常緑ヤマボウシ(常緑)	ハナミズキ(落葉)	矮性サルスベリ(落葉)
イメージ 写真			
平均樹高	3~8m	3~8m	0.3~2m
特徴	5月下旬~7月に開花	4~5月に開花	7~10月に開花

<強健な樹種の例>

樹種	アラカシ(常緑)	シラカシ(常緑)	クロガネモチ(常緑)
イメージ 写真			
平均樹高	5~15m	5~15m	3~10m
特徴	市の木(カシ)	市の木(カシ)	赤い実を10~12月につける

4-3-3. 実施方策3：地域特性を反映した街路樹景観形成

本市の街路樹は、多様な環境に植栽されているため、それぞれの地域特性や周辺状況に応じた目標を設定し、魅力ある街路空間を目指します。また、それらの地域ごとの目標を踏まえて街路樹の景観価値や安全性の観点から、重点的に検討を行う路線の選定、市の象徴となる街路樹景観を有する路線を選定し、特色ある景観形成の推進を図ります。

(1) 各地域の街路樹景観の目標設定

土地利用や関連計画等踏まえ、市内を大きく5つの地域に分類し、それぞれの街路樹景観形成の目標を明確化します。

地域分類	分類項目
①中心市街地	・都市計画マスタープランにて、「都市拠点」に指定されている箇所の街路樹
②幹線道路	・都市計画道路の幹線道路として整備されている路線 ・郊外で広域に広がる住宅エリアを貫く主要な幹線道路の路線(山手台・郡山団地)
③地域・生活拠点	・都市計画マスタープランにて、「地域拠点・生活拠点」に指定されている地域の街路樹 ※「地域拠点・生活拠点」は、一定の商業施設が立地・集積し、地域住民の生活を支えている地域や交通結節機能を有する地域を指します。
④工業地	・用途地域が「工業地域・準工業地域」に指定される地域で、工場や流通施設に隣接する路線の街路樹
⑤住宅地	上記以外の住宅地周辺の街路樹

街路樹景観 地域分類位置図

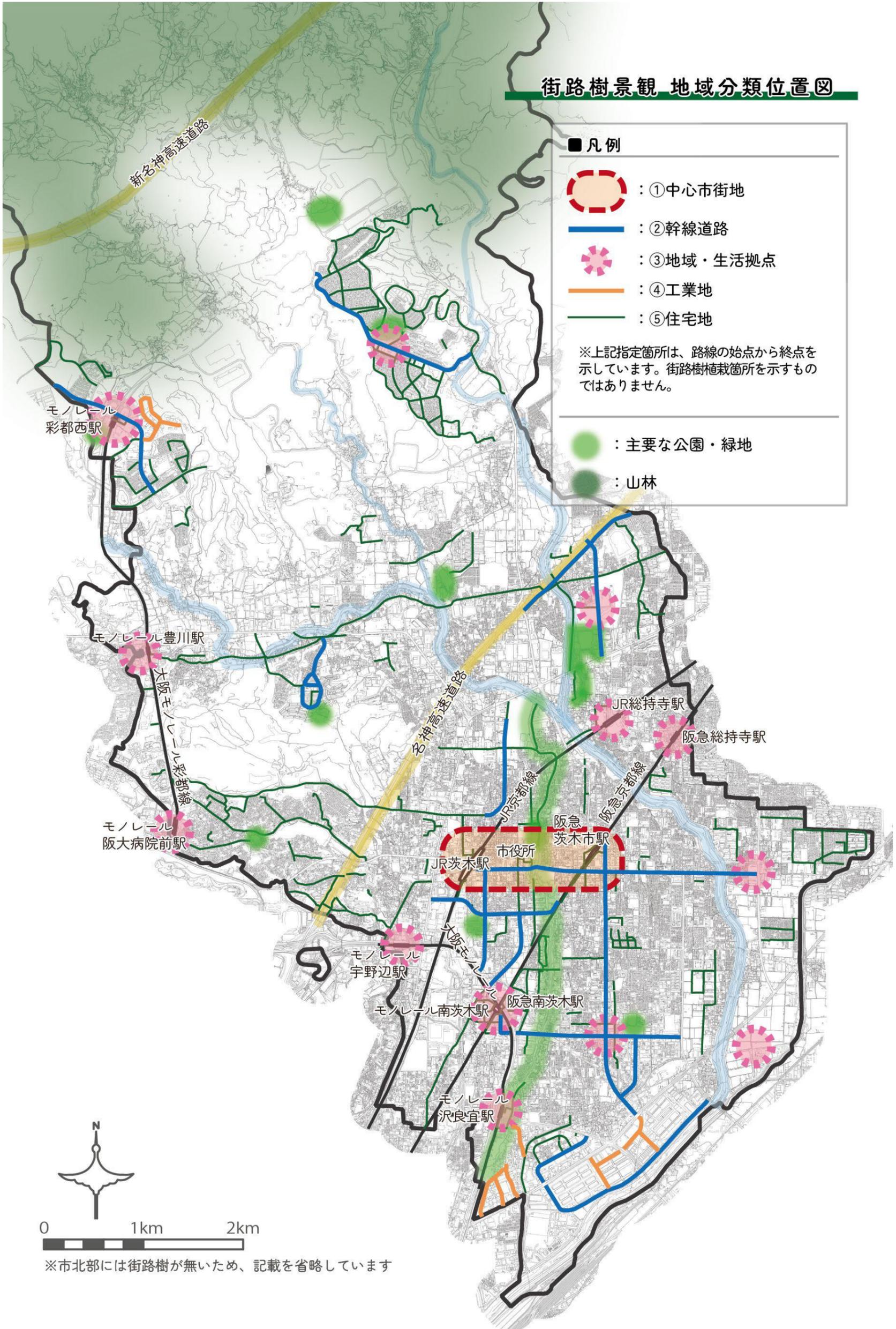
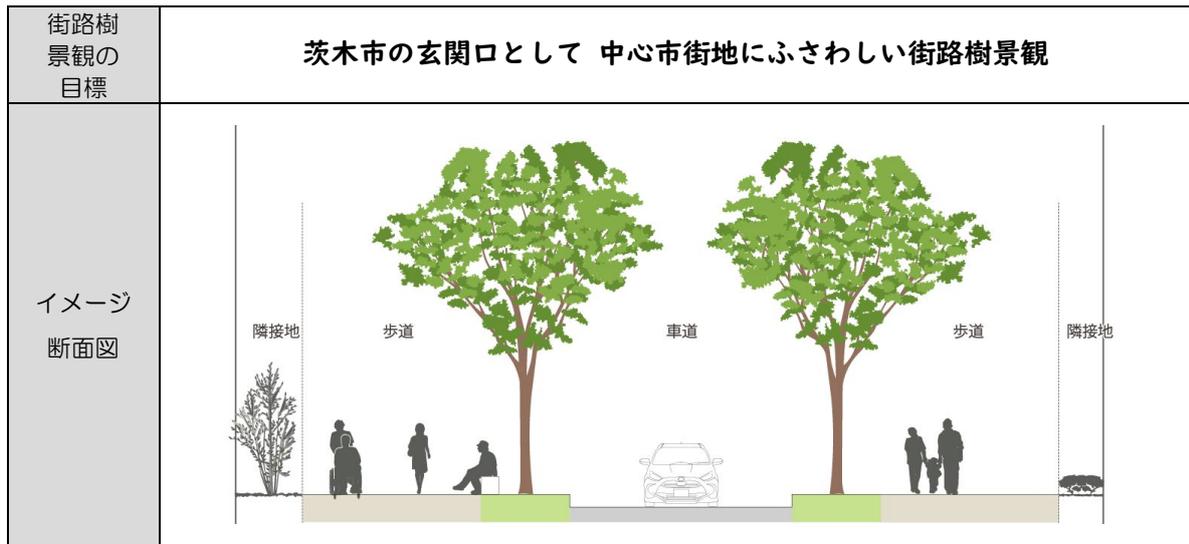


図 4-11 街路樹景観地域分類位置図

① 中心市街地

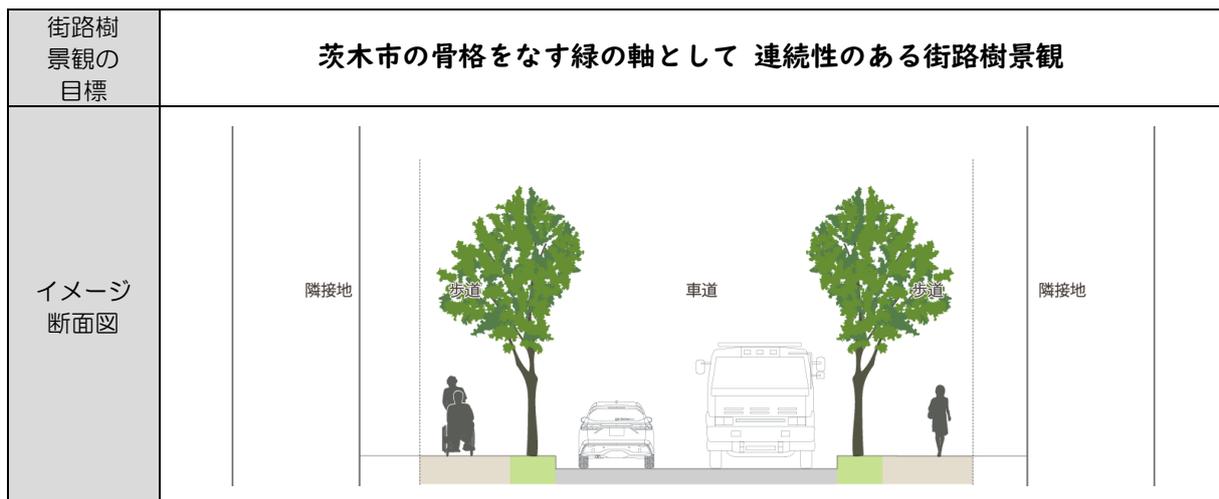
中心市街地の街路樹は、市の玄関口としての特性を踏まえて、訪れる人に市の魅力や印象を伝える景観形成を目指します。特に中心市街地のメインストリートとなっている東西通りは、一方通行化の構想があり、歩きやすく歩きたくなるメインストリートを官民が連携して実現するための指針として、「茨木市東西軸(中央通り・東西通り)ストリートデザインガイドライン(令和6年(2024年)3月)」が策定されています。本計画においても、ガイドラインの考え方を踏襲した方針とします。

なお、中心市街地に位置する路線の形状は、2車線道路の歩道や緑道等と様々であるため、代表的な東西通りをイメージした断面図を以下に示します。



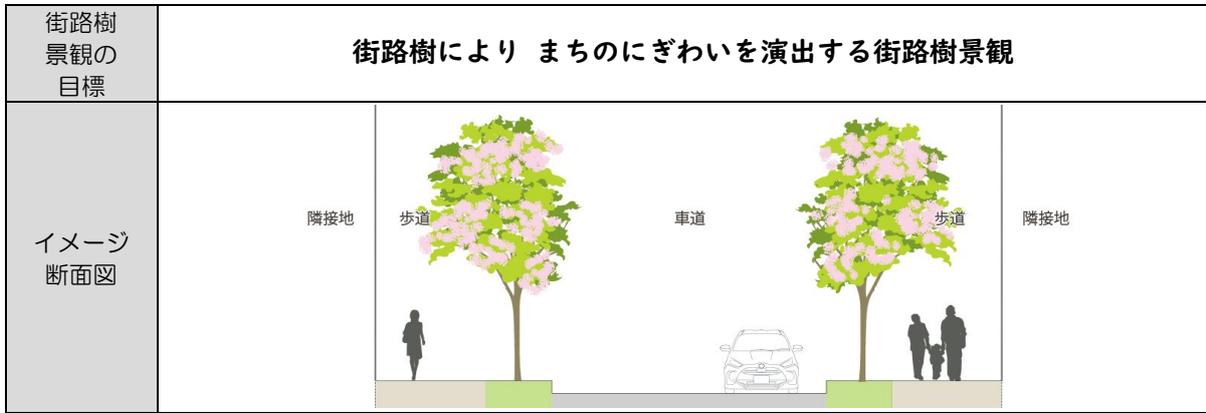
② 幹線道路

幹線道路の街路樹は、地域の骨格をなす緑の軸として位置付けます。沿道全体で連続性と統一感のある街路樹景観の形成を図ります。



③ 地域・生活拠点

地域・生活拠点の街路樹は、歩行者空間や周辺環境に調和した緑豊かな景観形成を図るとともに、まちのにぎわいを感じられる街路樹景観を目指します。四季折々の樹木の表情や統一感のある植栽等により、地域や生活の拠点となる商業地の魅力向上と快適な歩行環境の創出を図ります。



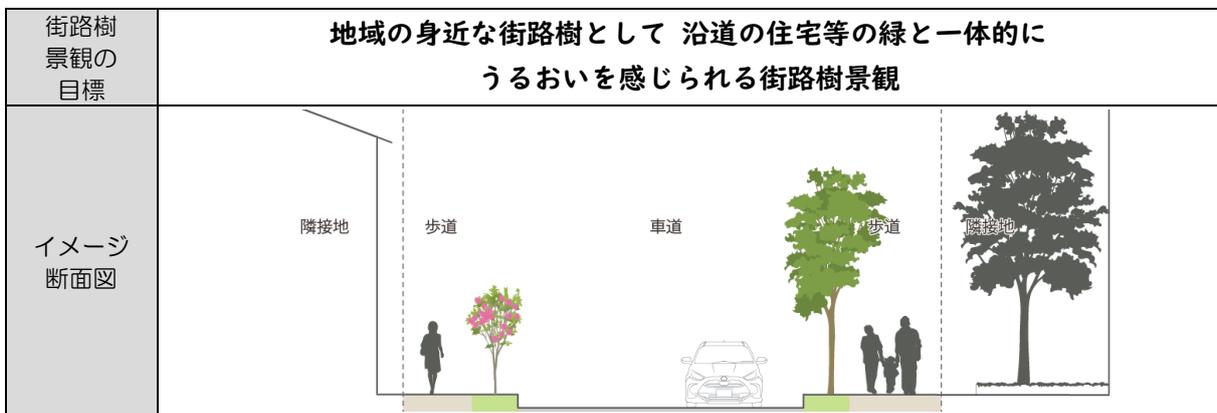
④ 工業地

工業地域の街路樹は、緩衝帯として位置付け、うるおいを感じられる街路樹景観の形成を図ります。街路樹により、工業的な景観の硬さをやわらげ、歩行者や周辺住民に快適性と安心感を与える空間づくりを目指します。また、工場緑地等がある場合は、隣接する緑地と一体となった景観形成を図ります。



⑤ 住宅地

住宅地の街路樹は、地域の身近な緑として位置づけ、沿道の戸建て住宅や集合住宅と周辺の緑を一体的に調和させることで、うるおいを感じられる街路景観の形成を図ります。



(2) 重点検討路線の設定

交通や市民生活の安全を第一に確保した上で、防災や街路樹の景観価値の観点から、特に重点的に検討を行う路線の選定を行いました。

市内において、防災上重要な役割を担う路線や良好な景観形成が求められる地域や、関連計画における重要な位置づけを有する路線は、「重点検討路線」とします。なお、以下に挙げる重点検討路線の中には、重複して指定される路線もあります。

① 重点管理路線(地域緊急交通路)

地域緊急交通路とは、災害発生時に救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための道路であり、災害対策基本法に基づき本市が選定しています。これらの路線では交通機能確保のため、重点的な維持管理が求められます。

路線数	6 路線	
条件	・ 地域緊急交通路に指定されている路線	
事例	 <p>駅前一丁目学園南線 (プラタナス)</p>	 <p>沢良宜西一丁目玉島台線 (主にケヤキ)</p>
管理目標	災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するための道路であるため、車道の空間確保を最優先とする	
管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で快適な歩行・車道空間を維持(特に建築限界の厳守)する ・ 街路樹の倒壊が生じにくくなる管理(高くない樹高、大きくない樹形)を行う ・ 危険木・支障木対策は、他路線より優先して対応する ・ 車道の空間確保が困難な植栽樹種や歩道構造となっている路線は、街路樹のあり方について見直しを行う 	

② 景観向上路線

本市の中心市街地や地域の拠点、郊外の住宅地の玄関口となるような路線、地域住民に親しまれている路線等で、魅力的な景観が求められる路線を、「景観向上路線」とします。これらの路線では、良好な景観形成を誘導していくため、特に重点的にきめ細やかな管理を行う必要があります。

路線数	45 路線	
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観形成を誘導していくべき地区として指定されている「景観形成地区」に指定されている路線 該当地区：元茨木川緑地景観形成地区、彩都景観形成地区 ・地域から親しまれている良好な樹形の並木がある路線 山手台のイチョウ並木、郡山団地のケヤキ並木 ・茨木市東西軸(中央通り・東西通り)ストリートデザインガイドライン(令和6(2024)年3月)に位置付けられている路線 ・利用者が多い駅前ロータリーや駅前広場に位置する路線 ・地域の幹線道路となっている路線 	
事例	 <p>やまぶき大通り線</p>	 <p>山手台中央線</p>
	 <p>郡山団地中央線</p>	 <p>駅前一丁目学園南線(東西通り)</p>
管理目標	うるおいや魅力のある景観形成のため、街路樹の美観の維持に努める	
管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な歩行・車道空間を維持する ・街路景観を向上させ、街路樹の諸機能を最大限に発揮させるため、樹種に応じた適切な樹形を形成し、美しい樹形を保つ 	

③ 桜並木路線

桜並木は、特に地域住民に親しまれているとともに、市内において重要な景観資源の一つです。一方で、歩道構造等の規制により生育が困難な箇所や、老木化が進行し、安全面での課題を抱えている路線もみられます。このため、将来にわたって適正に維持管理していくためには、継続的な日常管理に加え、現状に応じて伐採や植え替えを含めた抜本的な対策を講じる必要があります。

路線数	24 路線
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・桜並木が形成されている路線 山手台や元茨木川緑地周辺、松沢池周辺等
事例	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>山手台二丁目山手台一丁目線</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>田中町2号線</p> </div> </div>
管理目標	地域に親しまれる健全な桜景観創出に向けて、桜並木のあり方を見直す
管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な歩行・車道空間の維持 ・健全な桜並木の育成のため、老齢木の更新や他樹種への植え替え、街路樹の廃止等を含めた適切な維持管理の実施

重点検討路線 位置図

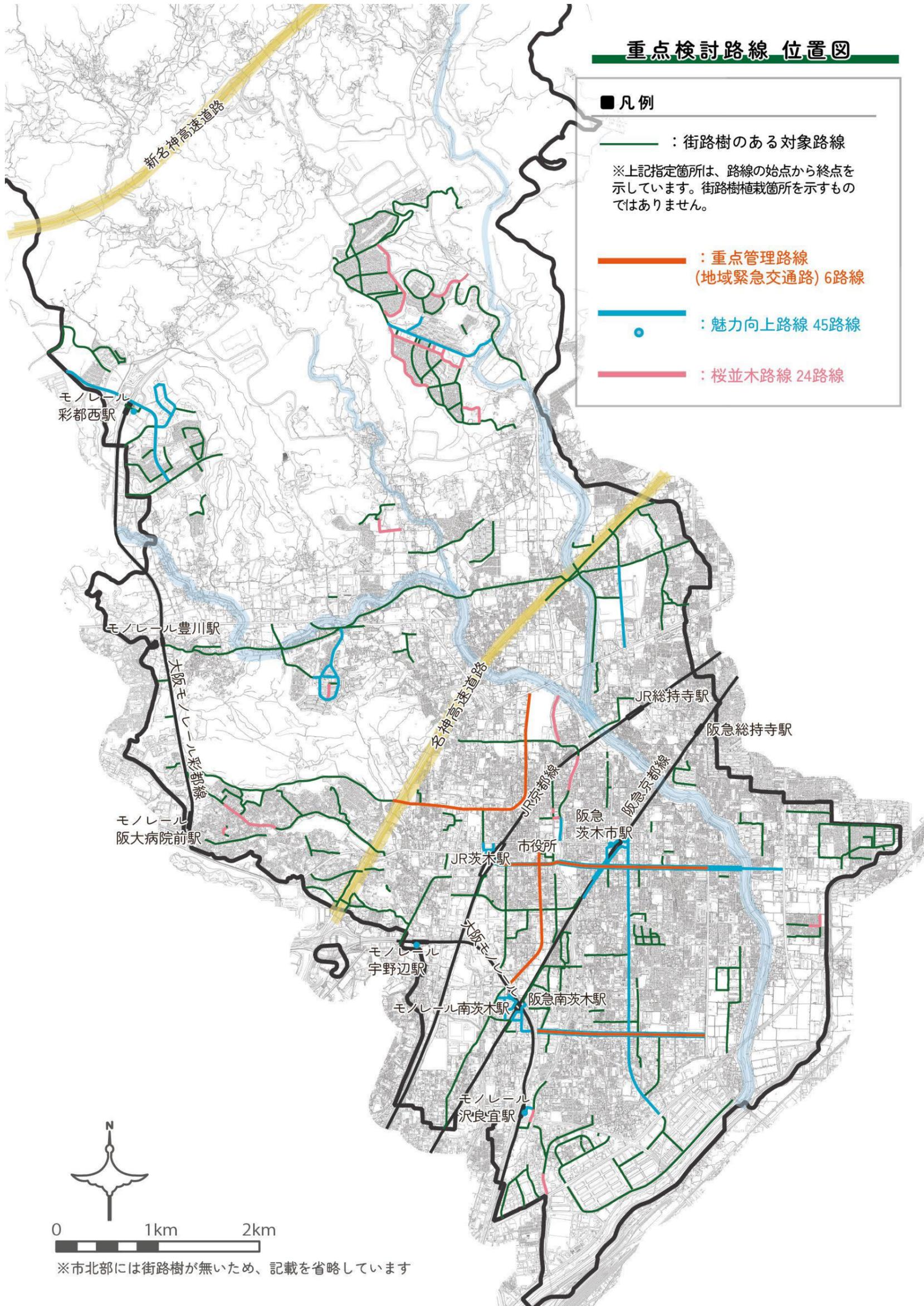


図 4-12 重点検討路線位置図

(3) シンボルロードの選定

都市魅力の更なる向上を図るため、シンボルロードを選定します。

シンボルロードについては、都市構造上の重要性、景観的価値、地域性、市のイメージ発信力といった観点を踏まえて、以下の6か所を抽出しました。これにより、市を代表する特色ある街路樹景観を形成し、市民や来訪者にとって親しまれる都市の顔となることを目指します。

<p>シンボルロード① 中心市街地メインストリート(東西通り)</p>	<p>シンボルロード② 幹線道路(高瀬川通り)</p>
	
<p>シンボルロード③ 幹線道路(沢良宜西一丁目玉島台線)</p>	<p>シンボルロード④ 山手台のイチョウ並木</p>
	
<p>シンボルロード⑤ 彩都の大通り</p>	<p>シンボルロード⑥ 郡山団地周辺のケヤキ並木</p>
	

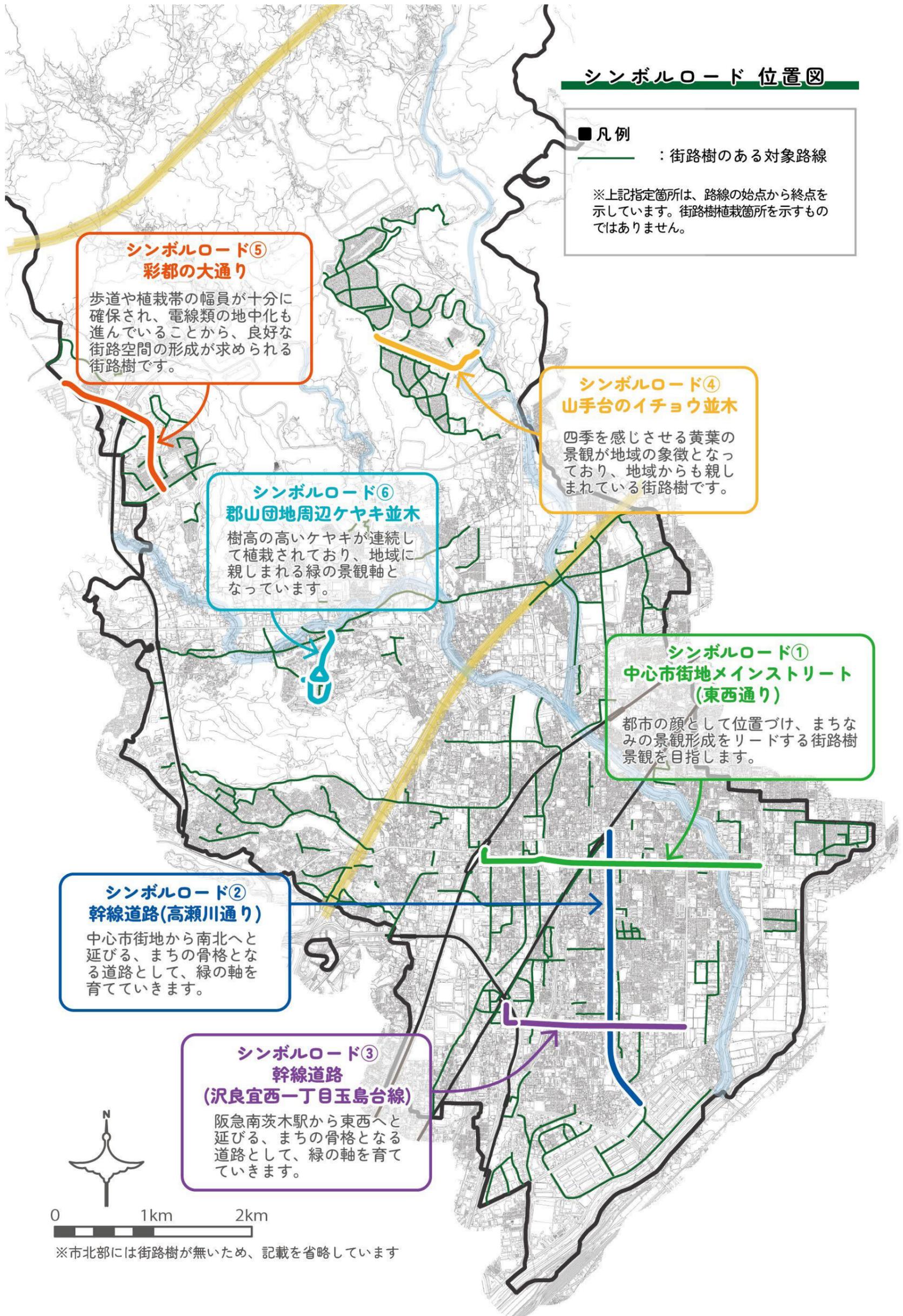


図 4-13 シンボルロード位置図

4-3-4. 実施方策4：市民が参加しやすい仕組みづくり

ワークショップの中で、「街路樹の価値や効果についての市民意識を向上」することが重要であるとの意見が挙げられました。その具体的な方法として、「情報発信」や「イベント開催」等、ソフト面での取組について、多くの提案をいただきました。また、落葉対策や維持管理費用面での対策について、「市民が維持管理に関わる仕組みづくりが必要」、といった街路樹管理への積極的な意見が多数挙げられました。これらの市民意見を踏まえて、以下のような取組を検討します。

(1) 街路樹の価値・効果の意識向上に向けた取組

① 情報発信

本市ホームページにおいて、市内の街路樹についての情報を発信します。現在は、方針策定の進捗情報や、ワークショップの案内等を掲載しています。今後は街路樹関連の情報を更に拡充する予定です。

The screenshot shows the Ibaraki City homepage. At the top, there is a navigation bar with the city logo and various service links. Below that is a dark blue navigation menu with categories like 'Life & Services', 'Health & Welfare', 'Childcare & Education', 'History & Culture & Sports', 'Industry & Business', and 'Municipal Administration & Planning'. The main content area is titled 'About Street Trees in Ibaraki City' and includes a search bar, a breadcrumb trail, and two main sections: 'Street Tree Renovation Policy' and 'Street Tree Workshop'. The 'Street Tree Renovation Policy' section discusses the current state of street trees in Ibaraki City and the need for a renovation policy. The 'Street Tree Workshop' section mentions that a workshop was held to gather opinions on the renovation policy.

図 4-14 本市ホームページ「茨木市内の街路樹について」(令和7年(2025年)9月時点)

出典) 茨木市ホームページ「茨木市内の街路樹について」

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/kensetsu/menu/gairoju/index.html>

② イベント開催

本市では、職員が地域へ出向き、市の事業や施策についての専門的な講座「茨木市生涯学習出前講座」を実施しています。令和7年度（2025年度）は、総務部やこども育成部、建設部、消防本部等様々な部局による多岐にわたる講座が開かれており、この制度を活用し、市民が街路樹について学び、関心を深める機会を提供するため、「街路樹」の分野での講座を新たに実施する予定です。

茨木市生涯学習出前講座とは？

本市は府下で唯一生涯学習宣言を行っている市であり、市民がいつでも、どこでも、誰でもが、生涯にわたり自ら学び、学ぶことをとおして自己実現や生活の質の向上を図るとともに、その学びを社会に還元できる環境の整備充実を行っております。そのような中で市民の皆様への生涯学習の支援として、本市では茨木市生涯学習出前講座を実施しており、この制度は、普段、生活の中で、市民の皆さんが聞きたい・知りたいと思う市の事業や施策について、市の職員が皆さんのところへ出向いて、専門的なお話をします。

建設部

1	講座名	道路のいろいろ		
	担当課	建設部	建設管理課	連絡先 072-620-1650
	講座内容	普段使っている道路には大切な役割がたくさんあります。その役割や維持管理について、説明します。		
2	講座名	知っているようで知らない交通ルール！		
	担当課	建設部	交通政策課	連絡先 072-647-2916
	講座内容	自転車の正しい乗り方や道路交通法に関する交通ルール、市が進める取り組みについて説明します。		
3	講座名	バリアフリーの取り組みについて		
	担当課	建設部	交通政策課	連絡先 072-647-2916
	講座内容	市のバリアフリー推進の考え方や、策定した基本構想の内容及び具体的な取り組みについて説明します。		
4	講座名	【NEW】みんなで学ぶ地域の交通		
	担当課	建設部	交通政策課	連絡先 072-647-2916
	講座内容	公共交通の状況や、市が進める取り組みを知っていただき、交通の使い方について一緒に考えましょう。		
5	講座名	市の道路・街路整備について		
	担当課	建設部	道路課	連絡先 072-620-1651
	講座内容	道路・街路事業の整備計画と現状について、計画から事業実施に至るまでの経過などを、説明します。		
6	講座名	公園の利活用について		
	担当課	建設部	公園緑地課	連絡先 072-620-1654
	講座内容	都市公園・児童遊園の利活用について考えてみましょう。		
7	講座名	大切な「みどり」について		
	担当課	建設部	公園緑地課	連絡先 072-620-1654
	講座内容	まちの「みどり」の大切さを学び、考えてみましょう。		
8	講座名	下水道事業の経営状況		
	担当課	建設部	下水道総務課	連絡先 072-620-1665
	講座内容	下水道事業の経営状況について説明します。		
9	講座名	私たちの暮らしに密着した下水道		
	担当課	建設部	下水道施設課	連絡先 072-620-1667
	講座内容	家庭や工場等の汚水が管路施設により処理場に送られ、きれいにしてから川に戻す、下水道のしくみとはつきについて、説明します。		
10	講座名	市内を流れる河川・水路について		
	担当課	建設部	下水道施設課	連絡先 072-620-1667
	講座内容	市内を流れる河川の紹介と私たちの身近にある水路の役割や維持管理、水防への取り組みについて、説明します。		

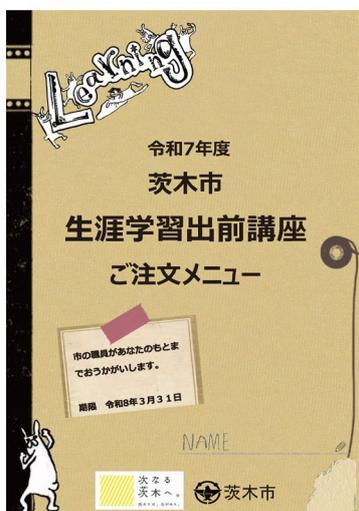


図 4-15 令和7年度（2025年度）茨木市生涯学習出前講座メニュー（一部抜粋）

(2) 市民による維持管理の取組支援

① 地域住民との連携

市民と協力しながら街路樹の健全な維持管理を進めるため、日常点検を補完する取組として、地域住民等による日常的な樹木の見守り協力を得られる仕組みを検討します。

具体的には、街路樹点検における確認項目や留意点について市職員や樹木医による講習会の受講機会を設けます。市民が基礎的な知識を習得し、見守り活動に参画できる体制を構築することで、街路樹の異常の早期発見や維持管理の効率化を図ります。



図 4-16 第2回街路樹ワークショップ「街路樹の点検方法」実施の様子・資料

② 連絡フォームの拡充

街路樹の異常を道路管理者へ直接連絡できるよう、連絡フォームを拡充します。この拡充により、市民から円滑に情報収集を行い、迅速な対応を図ります。

茨木市 道路施設等補修依頼

入力フォーム

1
2
3

下記のフォームにご入力をお願いします。

道路施設等補修依頼

道路の陥没や穴、ガードレール・安全柵・車止め・カーブミラー・街路灯・街路樹などの道路施設に破損等があり、補修等が必要な箇所についてお知らせください。

必要事項を入力・選択の上、補修依頼をお願いします。

いただいた情報をもとに、現場確認を行います。また、現場状況の確認結果を受け、対応を検討します。

- 住所・電話番号・メールアドレスは連絡が可能なものを入力してください。ただし、「返信を必要とする」を選択した場合は全ての連絡先を必ず入力ください。
- 正確な連絡先が入力されていない場合、依頼に正しく対応できない場合があります。
- 本市が管理している道路以外については、対応できません。ただし、大阪府等が管理している道路の場合は、管理者に破損状況の情報提供をすることがあります。
- 入力された個人情報は、本件に関する業務以外には一切使用いたしません。

※緊急性が高いと判断された場合は、市役所まで電話での通報(072-622-8121)をお願いします。

依頼受付後のご連絡について 必須

図 4-17 道路施設等補修依頼入力フォーム

出典) 茨木市道路施設等補修依頼 <https://logofom.jp/form/2Qoq/kensetsukanrikinkyu>

(3) 市民意見を踏まえた取組ロードマップ

ワークショップで寄せられた市民意見には、街路樹の価値をより多くの人に知ってもらうための「情報発信・学習」や、「市民・企業が関わる共創管理」、「地域特性に応じた植栽計画」等、多様な提案が示されました。これらの提案は短期間で実施可能なものから、制度や仕組みづくりを要する中長期的なものまで幅広く、段階的に進めていく必要があります。

以下に、市民意見を踏まえた取組の進め方を、短期・中期・長期の3段階で整理したロードマップを示します。実現の難易度や関係者調整の要否、費用規模等を考慮し段階的な取組とします。

表 4-2 短期・中期・長期のロードマップ

段階	主な取組方針	実施例	主体
第1段階： 短期（～3年） 「市民の関心を高める」	<u>早期に着手できる広報・参加型活動の取組実施</u> ■街路樹情報の発信強化 ■小規模イベントや講習会の実施	・SNS・市ホームページ等での情報発信 ・街路樹点検講習会の開催 ・楽しみながら関われる体験型イベントの実施 等	行政主導 +市民
第2段階： 中期（3～5年） 「共創と管理の仕組みを整える」	<u>市民・企業・行政の共創体制を構築し、継続的な活動へ発展</u> ■市民参画制度の整備 ■費用支援や情報共有の仕組みづくり ■市民参加型樹種選定の導入	・街路樹サポーター制度の創設に向けた検討 ・街路樹の情報共有システムの検討・構築 ・市民投票による樹種選定・植栽の試行実施 ・企業参画の検討・運用 等	行政+ 地域団体 +市民 +企業
第3段階： 長期（5年以降～） 「持続可能な街路樹管理へ」	<u>まち全体で支える仕組みと長期的な整備計画へ</u> ■安定した財源の確保 ■街路樹を用いた持続可能な仕組みの確立	・街路樹基金の運用 ・剪定枝を利用した新たな資源再利用方法の検討 等	行政+ 地域団体 +市民 +企業

第1段階では、「街路樹を知ってもらう・関わってもらう」ことを重視し、第2段階では、市民・企業・行政の共創管理体制と仕組みづくりへと発展させます。第3段階では、持続可能な街路樹管理へとつなげていきます。

4-3-5. 実施方策5：街路樹管理シートの作成

路線ごとの「街路樹管理シート」を作成し、維持管理や今後の再整備の検討に活用する。管理シートには、街路樹の現況や問題点、課題、それらを踏まえた維持管理方針や日常管理、再整備の内容等を整理し、計画的かつ効率的な維持管理を図ります。

街路樹管理シート(イメージ)

現況													
路線ID	01-02		路線名	山手台七丁目生保線			路線番号	58		対象路線の距離	2.2km		
用途地域区分			低層住専				歩道(道路)特性		片側1車線				
歩道構造	有効幅員	1.3m	植樹幅員	0.9m	歩道幅員	2.1m	樹木保護蓋	無し	植栽地形状	単独樹			
主要高木樹種 <small>※診断結果より</small>	アラカシ	数量 <small>※診断結果より</small>	21本	計	樹高 <small>※診断結果より</small>	約3.9m	幹周 <small>※診断結果より</small>	0.37m	植栽間隔	8m以上			
	シラカシ		4本			28本		約4.1m		0.44m	樹木No. <small>※診断結果より</small>	No.1234~No.1261	
	ニセアカシア		3本					約5.4m					
指定地区	バリアフリー重点整備地区				-		景観形成地区		-				
路線調査実施日		2023年10月13日		簡易診断実施日		2024年9月11日		外観診断		○ 必要			
健全度判定	A: 健全	20	B: わずかな異常	4	C: 危険性のない弱点	1	D: 危険性あり	0	E: 非常に高い危険性あり	1	未確定 <small>※外観診断後確定</small>	2	
(%)		71%		14%		4%		0%		4%		7%	
路線及び樹木の概要	長い延長の路線であるが、街路樹は住宅地内の歩道に、部分的に植栽されている。												
課題													
生育環境	歩道幅員・植栽地は狭小であり、高木伐採後、裸地となっている植栽地がある。					生育状況	全体的に、樹高4~5m程度で留められている。ニセアカシアの植栽があり、強剪定をうけ断幹されているものもある。						
適正維持管理方針													
景観タイプ	住宅地						景観タイプ模式図						
景観目標	地域の身近な街路樹として沿道の住宅等の緑と一体的に潤いを感じることのできる街路樹景観												
管理タイプ	街路樹管理見直し												
管理目標	街路樹のあり方を見直す												
管理内容						現在の樹形と目標樹形							
日常管理	目標樹形	楕円型											
	目標樹高	6 m											
	剪定頻度	定期											
剪定	剪定方針	民地との境界からの離隔を約1m確保し、道路側には現状よりやや大きくするように剪定する。											
	必要性	有り											
再整備	優先順位	●											
	再整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 歩道有効幅員が狭小のため、街路樹の廃止もしくは植樹樹設置数の削減などを検討し、地元協議のうえ、方針を設定する。 ニセアカシア(生態系などに被害を及ぼす恐れのある外来種)は枯損などにより伐採を行う際、更新にあたっては他樹種への転換を行う。 											
留意事項	-												

図 4-18 街路樹管理シートのイメージ